

議案第 6 6 号

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

## ひたちなか市条例第 号

### ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「たい積」を「堆積」に改め、「を行う行為」を削り、同条に次の1号を加える。

（4） 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

第5条中「当該土地」を「当該土砂等の汚染の状態の確認その他土壌の汚染を防止するための必要な措置を講じ、及び当該土地」に改める。

第5条の2の見出し中「土地所有者」を「土地の所有者等」に改め、同条中「土地の所有者」を「土地の所有者等」に、「所有する」を「所有し、又は使用する権原を有する」に改める。

第6条を次のように改める。

（事前協議）

第6条 次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等に係る事業の計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。

第9条第1項中「次の各号のいずれにも適合していると認める」を「次に掲げる要件の全てを満たしている」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

イ その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

ウ その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防

止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

- (2) 土地の埋立て等を行うことについて、当該土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。

第9条第2項中「前項第2号」を「前項第1号イ」に改める。

第11条第1項中「以下」を「第12条の2第2項を除き、以下」に、「同条第2項第2号」を「第7条第2項第2号」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(土地の所有者等への通知)

第12条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項

(2) 第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

2 第11条第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項（当該変更に係る事項に限る。）

(2) 第11条第2項において準用する第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

3 許可を受けた者は、第11条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。

第20条第5号中「この条」を「この項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第13条第1項、第14条第2項、第15条から第17条まで又は第19条の規定に違反したとき。

(5) 第17条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第20条に次の1項を加える。

2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しないとき、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

第21条第2項第1号中「第9条第1項第1号」を「第9条第1項第1号ア」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(土地の適正な管理)

第21条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若

しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第21条の3 埋立て等区域内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の規定による確認を行った埋立て等区域内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第21条の4 市長は、第21条第2項の規定により土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る埋立て等区域内の土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた埋立て等区域内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(公表)

第21条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者

(2) 第20条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者

(3) 第21条の規定による命令を受けた者

2 市長は、前項第1号に掲げる者がある場合において、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第22条中「土地の埋立て等を行う土地の所有者その他」を「埋立て等区域内の土地の所有者等その他の」に改める。

第23条第1項中「行う者」の次に「、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに埋立て等区域内の土地の所有者等」を加える。

第25条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれか」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第21条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第9条、第12条の2、第21条の3及び第21条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請がされる土地の埋立て等（新条例第2条第1号に規定する土地の埋立て等をいう。）について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定による許可を受けている者に対する新条例第20条の規定による許可の取消し又は停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び<u>たい積</u>(製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(土砂等を発生させる者の責務)</p> <p>第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p> <p>(土地所有者の責務)</p> <p>第5条の2 <u>土地の所有者</u>は、その<u>所有する土地</u>を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第6条 <u>土地の埋立て等を行おうとする者は、次条又は第11条に規定する許可の申請を行う前に当該土地の埋立て等に係る事業計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、<u>次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び<u>堆積</u>(製品の製造又は加工のための原材料の<u>堆積</u>を除く。)をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>土地の所有者等</u> <u>土地の所有者</u>その他土地を使用する権原を有する者をいう。</p> <p>(土砂等を発生させる者の責務)</p> <p>第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、<u>当該土砂等の汚染の状態の確認その他土壌の汚染を防止するための必要な措置を講じ、及び当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p> <p>(土地の所有者等の責務)</p> <p>第5条の2 <u>土地の所有者等</u>は、その<u>所有し、又は使用する権原を有する土地</u>を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第6条 <u>次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等に係る事業の計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、<u>次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</u></p>	

旧	新	備考
<p>(1) <u>その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。</u></p> <p>(2) <u>その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>(3) <u>その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、<u>前項第2号</u>の規定は適用しない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、<u>同条第2項第2号</u>、第4号又は第6号から第12号までに掲げる</p>	<p>(1) <u>次に掲げる要件の全てを満たしていること。</u></p> <p>ア <u>その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。</u></p> <p>イ <u>その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>ウ <u>その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) <u>土地の埋立て等を行うことについて、当該土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。</u></p> <p>2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、<u>前項第1号イ</u>の規定は適用しない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（<u>第12条の2第2項を除き</u>、以下「許可を受けた者」という。）は、<u>第7条第2項第2号</u>、第4号又は第6号</p>	

旧	新	備考
<p>事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第12条 略</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第20条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>から第12号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(土地の所有者等への通知)</u></p> <p><u>第12条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第7条第2項各号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 第10条の規定により条件を付されたときあつては、当該条件</u></p> <p><u>2 第11条第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第7条第2項各号に掲げる事項(当該変更に係る事項に限る。)</u></p> <p><u>(2) 第11条第2項において準用する第10条の規定により条件を付されたときあつては、当該条件</u></p> <p><u>3 許可を受けた者は、第11条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第20条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	



旧	新	備考
<p>(4) 第18条第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(5) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等が第9条第1項第1号の基準又は当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(4) 第13条第1項、第14条第2項、第15条から第17条まで又は第19条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第17条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 第18条第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(7) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しないとき、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等が第9条第1項第1号アの基準又は当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第21条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>2 土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはなら</p>	

旧	新	備考
	<p>ない。</p> <p>3 <u>土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。</u></p> <p><u>(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)</u></p> <p>第21条の3 <u>埋立て等区域内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による確認を行った埋立て等区域内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)</u></p> <p>第21条の4 <u>市長は、第21条第2項の規定により土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る埋立て等区域内の土地の所有者等であつて次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) 前条第2項の報告を怠った者</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による勧告を受けた埋立て等区域内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p>	

旧	新	備考
<p>(協力要請)</p> <p>第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、<u>土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者</u>に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>土地の埋立て等を行う者</u>に対し、<u>土地の埋立て等の状況その他必要な事項</u>について報告を求めることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第25条 次<u>の各号の一</u>に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u></p>	<p>第21条の5 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者</u></p> <p>(2) <u>第20条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者</u></p> <p>(3) <u>第21条の規定による命令を受けた者</u></p> <p>2 市長は、<u>前項第1号に掲げる者がある場合において、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>(協力要請)</p> <p>第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、<u>土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、埋立て等区域内の土地の所有者等その他の土地の埋立て等の関係者</u>に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに埋立て等区域内の土地の所有者等</u>に対し、<u>土地の埋立て等の状況その他必要な事項</u>について報告を求めることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第25条 次<u>の各号のいずれかに</u>該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第1項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>2 <u>第21条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	

旧	新	備考
<p>2 次の下号の<u>一</u>に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略</p> <p>3 次の下号の<u>一</u>に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略</p>	<p>3 次の下号の<u>いずれか</u>に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略</p> <p>4 次の下号の<u>いずれか</u>に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略</p>	